

申出をした」としておけば、だれでもかれでも聞けというわけではなしに、聞く相手というものは確定するからできるじゃないかというふうなわけで、そういう修正がなされたのでありま

の他いろいろな角度からの御議論もありましたわけですが、結局衆議院におきまして慎重御審議いただき

こととをしないつもりではなかったわけ

○河野三君 ちよつと私伺いたいの

た点は、罰則の規定でございますが、百貨店の無免許営業につきまして、政府原案によりますれば六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。というふうになつておつたわけでありまして、百貨店法の取締りの本法の内容にかんがみまして、懲役までするのは少しひどい

たといは呉服屋さんという中小企業は、呉服以外の自分の日常消費品目に対しては、百貨店に買いに行つて

で、原案を「百万円以下の罰金に処する」というふうに修正をされましたわけでございます。この点私どももまあいろいろな罰則のところのバランスも考へて作つたつもりではあつたわけ

から、こういう法案をやるのは私は理由があると思つておられるのは、東京駅の名店街のような形で、ああいふ形

そのほか審議の途中におきまして、百貨店法の制定そのものが憲法違反ではないかというふうな御議論とか、そ

ないかと思つておられるのですが、そういうことに対しては何か将来お考えになつたこととが

○政府委員(徳永次君) この小売商問題というものは、実はお話のように問題は非常に広いものだと思います。それから確かに百貨店が消費者の便益に非常に

をいふいろいろな研究いたしておりますが、実は今御提案申し上げました百貨店法案も、その数カ月かかりました

わけでございます。ただいまその審議会におきましては、次の問題といたしまして、今審議をいたしておりますのは、消費生活協同組合という問題、これがやはりいろいろ分野に、消費生活運動というものがそれ自身の合理的な、またいわゆる目的もあるわけ

今御指摘ございましたこの名店街的なものにつきましては、実は審議会ではまだ議論の対象にはされておらないわけでありまして、ただいろいろ関連した小売商問題の議論の中に、小売商の繁栄の方式として、何と申しますか、一つの専門店化運動と言います

○河野三君 ちよつと私伺いたいの

今御指摘ございましたこの名店街的なものにつきましては、実は審議会ではまだ議論の対象にはされておらないわけでありまして、ただいろいろ関連した小売商問題の議論の中に、小売商の繁栄の方式として、何と申しますか、一つの専門店化運動と言います

する名店街と言いますのは、その線とは若干ニュアンスが違つておりました、小売商が専門店化して、そしてそれが専門的な、連鎖店と言いますか、ある地域にそれぞれ専門店がより集まつていくという形、と言ふよりも東京駅の名店街と言いますのは、まあ大メーカーの小売部分という面の要素を持つておられますし、専門的な要素と実は混じつたような形になっておられますので、そこをいふゆる小売商側が今後の運動方針として考えておられます専門店化運動と、少しニュアンスの違つた現実の姿を出していかうかと思ひますが、しかしああいふ営業のあり方というものが、専門店化運動をある意味ではますます刺激すると言いますか、激励すると言いますか、あの中

たといは呉服屋さんという中小企業は、呉服以外の自分の日常消費品目に対しては、百貨店に買いに行つて

今御指摘ございましたこの名店街的なものにつきましては、実は審議会ではまだ議論の対象にはされておらないわけでありまして、ただいろいろ関連した小売商問題の議論の中に、小売商の繁栄の方式として、何と申しますか、一つの専門店化運動と言います

る専門店化運動と、少しニュアンスの違つた現実の姿を出していかうかと思ひますが、しかしああいふ営業のあり方というものが、専門店化運動をある意味ではますます刺激すると言いますか、激励すると言いますか、あの中

をいふいろいろな研究いたしておりますが、実は今御提案申し上げました百貨店法案も、その数カ月かかりました

今御指摘ございましたこの名店街的なものにつきましては、実は審議会ではまだ議論の対象にはされておらないわけでありまして、ただいろいろ関連した小売商問題の議論の中に、小売商の繁栄の方式として、何と申しますか、一つの専門店化運動と言います

る専門店化運動と、少しニュアンスの違つた現実の姿を出していかうかと思ひますが、しかしああいふ営業のあり方というものが、専門店化運動をある意味ではますます刺激すると言いますか、激励すると言いますか、あの中

をいふいろいろな研究いたしておりますが、実は今御提案申し上げました百貨店法案も、その数カ月かかりました

今御指摘ございましたこの名店街的なものにつきましては、実は審議会ではまだ議論の対象にはされておらないわけでありまして、ただいろいろ関連した小売商問題の議論の中に、小売商の繁栄の方式として、何と申しますか、一つの専門店化運動と言います

る専門店化運動と、少しニュアンスの違つた現実の姿を出していかうかと思ひますが、しかしああいふ営業のあり方というものが、専門店化運動をある意味ではますます刺激すると言いますか、激励すると言いますか、あの中

をいふいろいろな研究いたしておりますが、実は今御提案申し上げました百貨店法案も、その数カ月かかりました

今御指摘ございましたこの名店街的なものにつきましては、実は審議会ではまだ議論の対象にはされておらないわけでありまして、ただいろいろ関連した小売商問題の議論の中に、小売商の繁栄の方式として、何と申しますか、一つの専門店化運動と言います

る専門店化運動と、少しニュアンスの違つた現実の姿を出していかうかと思ひますが、しかしああいふ営業のあり方というものが、専門店化運動をある意味ではますます刺激すると言いますか、激励すると言いますか、あの中

をいふいろいろな研究いたしておりますが、実は今御提案申し上げました百貨店法案も、その数カ月かかりました

今御指摘ございましたこの名店街的なものにつきましては、実は審議会ではまだ議論の対象にはされておらないわけでありまして、ただいろいろ関連した小売商問題の議論の中に、小売商の繁栄の方式として、何と申しますか、一つの専門店化運動と言います

る専門店化運動と、少しニュアンスの違つた現実の姿を出していかうかと思ひますが、しかしああいふ営業のあり方というものが、専門店化運動をある意味ではますます刺激すると言いますか、激励すると言いますか、あの中

をいふいろいろな研究いたしておりますが、実は今御提案申し上げました百貨店法案も、その数カ月かかりました

今御指摘ございましたこの名店街的なものにつきましては、実は審議会ではまだ議論の対象にはされておらないわけでありまして、ただいろいろ関連した小売商問題の議論の中に、小売商の繁栄の方式として、何と申しますか、一つの専門店化運動と言います

る専門店化運動と、少しニュアンスの違つた現実の姿を出していかうかと思ひますが、しかしああいふ営業のあり方というものが、専門店化運動をある意味ではますます刺激すると言いますか、激励すると言いますか、あの中

した手を打っていききたいというふうに考へております。

○河野三三 私は商売感覚がないのですが、ただ、今お尋ねしたようなことを深く考えましたことは、具体的に徳永さん御承知かもしれぬけれども、横浜の東横に相模鉄道が、最近また開業して一カ月ですけれども、数億の金をかけて名店街を作ったのです。それから、結局名店街に進出するといったところで、相模鉄道自体は、地元の横浜並びに神奈川県下の有力な商人にそこを店を出させるつもりであったところが、権利金が非常に高いし、地元の狭い神奈川県の名店と称せられる程度の人ではとても進出ができませんので、結果的にはいわゆる東京駅にあるような東京一流の商人がそこへ進出して、要するに東京駅の名店街の出店みたいな形のものに横浜にできたわけです。これがまた、われわれが想像もしなかったように非常に大繁盛をしておるわけなんです。こういうことが静岡にもでき、名古屋にもでき、各県各地に、府県の中核な個所にそういうものができてきますと、これはまた新しい一つの中小企業の圧迫の問題になってくると私は思ふのです。こういうことは、一体今後その傾向に対しては放任されるのか、それともこういうものがやはり百貨店の規制と同じように、大きく中小企業を圧迫するのであるから、これについても今から備えておこうとおっしゃるのか、私は実は横浜の名店街の問題から非常に思つておるのですが、こういう問題どうなんですか。名店街といつても、それは地方の名店街ならいいけれども、結局東京、横浜の

名店街が全国的に根を張るというようなことが、どうも横浜の場合と思ひ合せて将来考えられるのですが、これなどはむしろ百貨店より以上に、考えようによつては中小企業の圧迫になると思ふのですが、こういう御議論はありませんか。

○政府委員(徳永久次君) 実は先ほど申しましたように、商業部会でまだそういう問題全然問題になつておりませんわけでありまして、ただ私の感じだけで申し上げて恐縮でございますけれども、小売商問題というのは、ある意味では非常に最も自由な世界であらうかと思つておられます。小売商を分析してみますと、今お話しのように、小売商といふことも百貨店ではないが、専門店でも非常に大きな店があることは御承知の通りでございますけれども、しかし、同時に、小売商問題はやはりある程度の地方的色彩といふことも、かゝるものがあるわけでありまして、あるといふ重要な要素が相当強いといふことも、東京でノリといふ山本といふようなことにはならないといふような性格、これも今後の交通なり文化なりの発達状況で、多少の変化は出るかと思ひますが、この意味では国民経済全体的にみまされた場合に、やはり局部的だといふことは言ひ得るのじゃないかといふような気もするのであります。

確かにお話のように、今横浜の名店街の現実はよく存じませんが、今先生のおっしゃったような事情かと思ひますが、横浜もあの駅周辺の小売店が出なかつたという点はあろうかと思ひますけれども、しかし、横浜といふものをもうちょっとゆとりをもつて

考えますれば、横浜という場所全体も、これを法律が出ておられますように、首都圏といふか、首都圏的な範囲の中の一部といふか、というふうなものではないかと思ひます。その中の業者が百貨店ほど大きくはないが、しかし、専門店としては大きな、有力な業者がますます伸びるということになつておる現象、従ひまして、その反射的にみますれば、いわゆる零細な小売商といふものは依然として取り残されておるといふことは、お話しのように言えようかと思つておられますけれども、さりとて、その影響からみまして、全国民経済的に法律の規制対象にするといふふうな考へるべきものなりやいなやとなつておると、もとより小売商活動の地域的性質の限界といふことも、かゝる点から、そこまで考へるのは少し行き過ぎではなからうか、商業問題といふものは、ある意味ではさういふところの自由といふものはあつてもいいといふふうに言へるのではなからうかといふふうに、実は私はそんな感じがいたしますわけでありまして、しかし、確かにそれが小売商内部におきます小売商間の巨大な専門店といふものと、いろいろのものがますます伸びる一つの問題を示唆したことになつておられますわけでありまして、私も先生のサゼンションといふものを次の商業部会の、先ほどいいますように、商業部会はいろいろな問題をかかえておられますけれども、目ぼしい問題の片づきまされたあとでもその問題を、委員さん方私どもより商業問題に詳しい専門のいろいろな人がお集まりでございますので、そういうところを専門家がどう判断なさいますか、一度

デイスカッションをしていただきたい、それに値する問題ではなからうかといふような気がいたします。

○河野三三 私も将来の中小企業をどうしていいかといふことについてはわからぬのですが、ただ、今の横浜の問題を繰り返して具体的に申し上げますと、横浜に相模鉄道の名店街ができたことによつて、これはいづれも東京の商人です。これはより具体的に申し上げますと、横浜の伊勢佐木町の商人が東京の商人に食われたといふことなんです。こういうことがはつきり言へるわけなんです。これが単に横浜だけの問題ではなくて、こういう傾向が今後ますます激しくなると、特にデパートの規制等がされまると、デパート等が別動隊でさういふふうなものを一つのビルを建てて、そこへ今度はいろいろ一流の商人を入れる、さうして内容的にはデパートと同じような経営をやるといふようなことになるような私は気がするのです。これは私ももう消費者がさういふものを好むのですから、その場合に、一方においては消費組合の方から圧力を受ける、一方においてはデパートもしくは名店街から圧力を受ける。その間に入つた中小企業といふものは一体どうなるのだといふことを考えますと、私は対策なしだと思ふのですけれども、しかし、政治家として対策なしなんというさういふ無責任なことは言えないのですけれども、しかしわれわれの経験なり知識では、どうしていいかわからないのです、そこらのところをこの法案の審議の過程において、何かこの次の段階は中小企業にはさういふ手を打つといふ、最終的には中小企業をこゝまで

もつてゆくのだという、おぼろげながらも何かお話しが願えると、大へんけつこうだと思つておるのですが、もう亡びゆくものの姿だと思ふのです、この中小企業といふものは。大衆をそんなに極度に犠牲にしまで中小企業を守るということも限度がありまして、一体どうしたらいいのです。どういふことを考へていらいっしやいますか。

○政府委員(徳永久次君) 中小企業の長官もきておりませんのでございましてけれども、実は衆議院でも委員会の問題に出まして、うちの大蔵からいろいろと申し上げておりましたけれども、今、先ほどもちよつと商業部会での審議のテーマをいかつて申し上げました、百貨店活動のような外からのありをある程度防ぎたいことはかりでは解決しないわけなんです。小売商それ自身が消費者に好まれるようなあり方にどうやって持っていくかということが最終的な解決ということにならうと思つておられます、それを役所の政策のラインに乗せ得るものと乗せ得ないものといふいろいろありますわけ、小売商それ自身がいろいろな合理化していく、あるいは店舗を改造していくとか、サービスをよくしていくとかいふようなこと、これは政府が考えればさういふ店舗の改造のような資金を幾らかめんどろをみるといふようなことしか政策の点では考えられません。それ以上のことになつておると、政策のテーマに乗りさうなのは共同施設といひますか、内部でやりますことの世話、共同仕入れをどうやってやるかとか、それから過当競争をどうやって

もつてゆくのだという、おぼろげながらも何かお話しが願えると、大へんけつこうだと思つておるのですが、もう亡びゆくものの姿だと思ふのです、この中小企業といふものは。大衆をそんなに極度に犠牲にしまで中小企業を守るということも限度がありまして、一体どうしたらいいのです。どういふことを考へていらいっしやいますか。

やめるか、こういう問題になります。ば、組織化の問題として片づくといひますか、片づく道があるのではなからうかという感じがいたしてあります。現在協同組合がございますので、それが、それだけでは不十分なところがあつた、それだけではないかといひます。これはまあ政府のお手伝いする政策のテーマになり得るのではないかと、そういう感じがいたしてあります。

それからこの専門店化運動となりますと、この問題になります。たしかに小売商の消費者に喜ばれ、また小売商のほんとうの実力を出していく、場合によっては百貨店も及ばないだけの力を出していく道ではなからうかと思ひます。それから、この点になりまして、なかなか政策には乗りにくい、小売商内部のまあ努力といひますか、という感じがいたしてあります。でも、もつともこれは小売商側でも専門店化運動を推進する実体もできてきて、この種のいろいろなテーマの宣伝の機関といひます、努力といひものは相当なされてあります。わけでありまして、ただこの点は政府の政策としてはなかなか乗りにくいところの一つの悩みがある。ただこの中央官庁ではなかなか手が届きませんが、地方官庁ではある程度、まあことに戦災復興、戦災都市の復興の際におきましては、地方都市あるいは県の世話、市の世話である地域を専門店に――先ほどお話がありました横浜の例は、電鉄会社が施設を提供した形でございますけれども、ある地方では似たような商店向きの家を建ててやつ

て、それで二階が店の小売商側の住居として、一階の方が商店街になる。ごときものを作りました、そこに各人それぞれ専門店化もいたしてというような形でやりました、それが集合した場所になつてあります。それから、この百貨店の持つ以上のいい持ち味を出して、あれしているといふところもあるようにございますけれども、そういう点になります。これはまあ中央官庁ではなかなかさういふしやれた手は打ちにくいわけにございますけれども、地方の県とかあるいは市の仕事、商工会議所等の世話、こういう形でしか解決がないことになると思ひます。私も中央官庁の法律制度とか、金融制度とか、いろいろな施設を創立以来援助的な、しかもまた、それは全国を対象にするといふことになりまして、やりますことがおのずから限界があつて、何もかもできないという悩みは私も実は感じておりますわけにございます。

○理事(白川一雄君) 河野委員の質問に関連してお尋ねいたしますが、われわれもいつもこの中小企業者に対するのが、果してどういふ方法が適格なものであるといふようなことはわからないのでございます。同時にまた政府のいろいろな中小の業者に対する保護的施策の跡を見まして、全く系統が立たないで、そのつとどのつと思つてふりやうな、宣伝の具にするのじやないかとさへ思われるようなことを繰り返してございます。まあ、金融の面から見ても、また百貨店等との関係等から見ても、総合的に中小企業をどういふように持つていくのだ、また

大企業との関係をどうするのだという一応の見通しを立てた基本的なものを示されませんと、もうわれわれもそのつど判断に苦しむことが多いのでございまして、同時にまた中小企業者にしまして、日本の国の経済全体のオルガニゼーションをこわすわけにはいかないのでありまして、はつきりした方針というものがあれば、中小企業者自身みずから方向転換もしましようし、いろいろ自分の将来といふものを考えて施策をするといふのでございまして、現在の中小企業者に対する政府の諸施策を見ておきますと、中小企業者自身もどうしていいのかわからず、その日その日をぬるま湯に入つたやうな格好で過しておるというのが現在の実情ではないかといふに常に考えさせられるのでございまして、もつと当局において根本的な、陳情政治によるのじやなく、もう基本的な確乎たる方針といふものが一日も早く出てほしいといふやうなことを平素考えているので、今河野委員の申されたことと私大体同一に考えておるわけにござい

ます。まあ、それにつきまして、この法案で一、二の点お伺ひいたしたいと思ひのでございまして、九条でございまして、大体法律といふものを作れば、迷わずにはつきりするやうな、出た限りは必ず守るといふやうなことでなければいかぬと思ひます。私どもこの九条を見て、出張販売とか顧客の送迎といふやうな「中小商業の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合」、これはおそれのあるのはわかつてゐるもので、いなかの方で、あるいは三越だと

が大丸だとかいふやうなのが出張して販売すれば、その辺の購買力をつかさどつて行つてしまつて、わずかながらを地方の中小企業者がつかむといふことになるので、なぜこの法律は許さぬといふやうな格好にならないものか、ただ影響を及ぼすおそれのある場合といふやうな、非常に実施困難といふやうな法律の書き方になるのかわからぬのでございまして、この点を一点お尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(徳永久次君) これは第九条を確かにならうとお読み下さい。と、そういう印象を持たれますのは、たゞこのやうな実態的な背景があるといふことをお考えいただきたいのであります。と申しますのは、百貨店の活動につきましては、御承知のやうに戦前からおきまして百貨店法といふものがございまして、その際にやはり戦前におきましての摩擦の問題がございまして、それは現行と多少骨組みも違つておりましたけれども、百貨店組合みたいなものができておりました、そこがほとんどにして、していいこととして悪いことといふものを整理し、協定をいたしておりました。そのなごりがずつと残つておりました。戦前には百貨店の出張販売も一部ございまして、それから顧客の送迎も実はありましたので、それがさういふことがなくなりまして、戦後におきましては、こういふことは実はなされておられませんわけにございまして。しかしそれが変なことが起りましたら困るといふ、ある程度百貨店業者、日本の中小小売商問題の社会

的なめんどろさ、また日本における重要さ、百貨店は百貨店として小売商を追いつめない形でほとんどに商売の仕組も考えなきやならぬといふことは、百貨店もある程度承知いたしてありますやうなわけにございまして、そこら辺のところでも戦前にもあつたケースであり、今後あれば問題になるといふことはありますが、今現にやつておるやうな、それは行き過ぎになることであるといふやうにあげるものは、すぐには実はないといひますか、

といふやうな状況でございまして、しかし法律ができて禁止することと禁止しない事項といふことが、新設拡張は許可制になつたといふやうなことになるやうな、今度は法律がまた逆の作用をもちまして、今までは自由な世界――何もないが、ほとんどは良識をもつて措置しておつた。ところが法律が何かできた、法律に書いてないものは勝手だといふやうな印象も出て、現実にはございませぬけれども、ある程度は押さへていかなければ、それから禁止事項と書くのは少し行き過ぎであらうといふやうな、さやうな状況の中でどういふ割合ある意味ではゆるい書き方になつております。変なことがありましたら通産大臣に勧告をして取り上げなさいといふことにしまして、またどんな勧告をしたかといふことは天下に公表しますよといふやういふかまが表されるだけで、あとは大部分のケースは百貨店側の良識をもつて自制されるんじやなからうかといふやうに考えまして、このやうにある意

四

味では今委員長からお話のありました、法律としては物足らぬじゃないかというふうな印象を持つかと思ひますけれども、問題の性質自体がそういう背景でございまして、こういうあり方の方が最も適当ではなからうかというふうな考えです。

○理事(白川一雄君) 局長の言われることはよくわかるんですが、百貨店法を施行しようとしても、今回のこの百貨店法を施行しようというのには、百貨店の非常な膨張していくのをある程度制約を加えようという御趣旨であり、また増築等もこれを押えていこうという精神もこの法案の中に入っていると思ひます。地方まで百貨店が出て行つて販売するといふようなことを押えることは一向私差しかねないことで、まずおののの本拠で營業する範圍でとどめざるが適正じゃないかという点から考えますと、そういうふうないろいろな顧慮の点はありましようけれども、この法の書き方というものは、何だかわれわれにはわからぬというふうな感じを受ける点があるというのを申し上げておきたいと思ひます。

それから次に御尋ねいたしたいのは、現在増設建築中の途中にこの法律の効果が發揮するということになりましたときには、その建物の処置というものはどういうふうな取扱ひになるのではありませんか。

○政府委員(徳永久次君) 経過措置をどうするかといふ問題は、非常にむずかしい問題でございまして、この法律では経過規定の第三条の中に、非常に先ほどの委員長のお叱りを受けました点から見ますと、あいまいじゃないかというお叱りを受けるかと思ひま

すが、第三条にこういう書き方をいたしておられます。現に建築している人は三週間以内に許可申請をして、その際それがありました場合に、通産大臣としてはその工事の中のものにつきます。これは、中小商業者の事業活動に及ぼす影響と、それから法律施行の際の工事の施行の程度を考慮してみて、許可するか許可しないかということとをきめるといふ、まあ非常に抽象的な書き方をいたしておりますが、これを考へてみましたわけでございます。

具体的にこゝまではよろしい、こゝまではいいかぬといふことがなかなか実は書き得なかつたわけでありまして、二、三の例を申し上げますと、戦前では戦後のようにいふゆる百貨店向きになり、そのなビル建築もそうになつたわけでございます。問題は簡単であらうかと思ひますが、具体的例を申し上げますと、ある種の大きなビル、それをまあ今米軍が使用しておるといふような建物がございまして、それが空いたらすぐそれを自分に使わしてもらいたいというふうな契約をしております人も実はございまして、こういうのを法律に書くといふときにどう書きま

すかという問題もございまして、それからある場所に百貨店としてではなしに、普通のビル建築をするといふことで建築が実はなされておりました、そのビル建築を百貨店に模様変へするといふものと、これもまあそうむずかしいことではないと思ひます、さうなことで非常にこの鉄骨が組んであれば、当然許可するといふんですか、社会常識的には鉄骨まで組み上げたもの、これは百貨店と認めないというふう

にはいかぬと思ひます、問題がそれだけならさういふふうには書けるわけでありまして、さうも書き得ないいろいろなケースもございまして、普通、非常に漠然とございまして、普通の新設擴張の許可は中小商業者に悪影響があつたら認めませんといふことなんですけれども、経過途中の問題については、工事の中の工事の程度を見てもいいゆる常識的にきめるよりほかに仕方がありません、その程度のことを考慮するのですといふことが、考慮しなければならぬといふことが法律条件に入れたものであるといふことで実は済ましているのです、あまりに事態が複雑なものであります、さうなことに相なつておるわけでありまして。

○理事(白川一雄君) 御承知の通り、百貨店が増築、建築し始めたのは、超スピードでやりかけたのは最近のことでございます。前々国会に百貨店法というものが審議未了になつたという事柄等から考えまして、大体こういう内容の百貨店法が早晩出るだろうといふことを予想されたわけ、考へようによつたら百貨店法が出るぞ出るぞといふことは、百貨店の増築、建築促進法の格好といつた傾向が多分にあると思ひますが、こういう法律をやるのだといふことになれば、まずもつて百貨店の増築、建築といふのは差しとめておいてからさういふ法律を作るべきじゃないか、増築、建築をどうやら野放しに今のように入めて、それでこの法律が出て、すでに百貨店法を作るところの精神といふものがあつた程度殺されてしまつておるといふのが現実じゃないかといふようにわれわれ考えさせられますが、特に

この増築、建築のその影響及び工事進捗状況を考慮して許可を決定する、實際建てておるのを影響及び工事進捗状況を見て阻止できるかどうかといふと、實際問題になつたらおそろく例外なく私は皆許可になるという結果がくるだろうとさういふふうに思ひますが、この辺にやはり法律の作り方というものに非常に権威のない行き方になつていやせんかといふことを、この法案を見て考へるのでございまして、局長その点においてはさういふようにお考へでございまいしょうか。

○政府委員(徳永久次君) 委員長御指摘の通りに、この法律がむしろ百貨店の店舗新設、擴張を促す法律より、百貨店の擴張促進法になつていくのじゃないかといふお話でございます。が、実は私にも結果として、さういふ面もあるような氣もいたしておりますが、実はこれは組織設備の制限の法律がこの国会に出ておりますが、これにつきます。御承知のように、これが出るのだといふので昼夜兼行で紡績設備等の新増設が行われておるようなことがあるのであります。これは確かにその瞬間々々を考へてみますと、法のねらいと逆になつたやうな社会現象が起つておるわけでありまして、しかしまあ法律といふのはそこまで力がないといふものです、さういふことであり、また同時に法律なしでさういふことを全部押さえるといふこともできませんし、同時にまたわれわれさういふことになつて、非常におかしな目的と反したやうな事態になるとはいふもの、それは目論でございまして、少し長い目で見ればやはりそれ相当の大きな利益があるのじゃないか、

このことは百貨店法の場合でも同じことであり、紡績設備の制限の場合でも同じであるといふふうなことに私たちが考へ慰めておるといふふうなことであります。

○上林忠次君 先ほど河野さんの言ひ出されたあの問題、これはもうだれしも考へておる問題であると思ひますが、自由経済社会の国の百貨店あるいは生活協同組合、さういふような状況はどういう工合になつていくのか。まあ日本の小売業者が少し多過ぎるのじゃないか、あるいは小売の利益という方面から考へて、各国の状況と比べて、日本の小売利益がどうなつていくかといふような点、さういふような各国の状況はどういふことになつていくのか。このままでいくのなら、あれよあれよと言つていくうちに名店街のようになつてくるのじゃないかといふ感じがするのですが、諸外国の状況ですね。われわれはさういふと、この小売商をどうしていくのかといふ問題は全然見当がつかせんけれども、諸外国の状況はどうなつておるんですか、百貨店の行き方にしまして、諸外国の例をみますと、通信販売といふものを盛んにやつておられて、日本じゃやつていふのか知りませんけれども、さういふところを押さえているような規定があるのかないのか知りませんが、まあ自由主義国家の現状といふようなものをお調べになつておるのなら一応お話し願ひたいと思ひますが。

○政府委員(徳永久次君) 諸外国の、いふゆる御配付申し上げるほど組織だつた資料がないのでございまして、

ただ諸外国におきましても、若干百貨店活動の規制がなされておるといふことは事実のようであります。同時にまたその背景が非常に違つておりまして、日本の小売商の場合は、まあ極端な表現で申し上げますならば、日本の人口問題の反映的な社会現象として、諸外国の場合には小売商間の競争というものが少い、背景というよりものは結局人口問題からくるわけですが、同時にそれほど零細なものが少いというより事情のよりに聞いておるわけでありまして、それからもう一つ今お話ししました百貨店の活動については、アメリカ等でも通信販売が非常に多い。これは百貨店活動は人件費が非常に高いものですから、百貨店活動が必ずしも伸びないという面をもつております。小売商マージンから申し上げますれば、日本の小売商マージンはアメリカ等に比べればそれほど高くないといふことだろうと思ひます。物により一割、二割、三割といふふうなマージンがあるとしても、これは生活程度の高いのは人件費が高いといふことになるのですから、この面からみまして、日本よりも生活程度の高い各国におきましては、人件費が非常に割高であるというのが百貨店活動の障害になつておりまして、それが反面に通信販売の方がより有利だといふような、人件費が節減できるというメリットを持つておりまして、そういう要素はあると思ひます。それにしても、これは非常に楽天的な話になつて恐縮でございますけれども、よく海外へ戦前旅行され、また戦後旅行された人が、昔自分のおつた場所、風景が全然變つていない、店の主人も店員もただ年を

とつていただけの違いだといふことをよく戦前旅行せられたり、また戦後行かれた人からそんな話を聞くわけですが、というのは小売商の分野において社会的に全然変化がない。といふことは新しい競争にさらされてないといふことの証明であらうかと思ひますが、その点は日本の人口過剰の背景からきております問題とだいたい趣きを異にしておるのじゃなからうかといふように考えております。

○上林忠次君 私前にちよつと外へ出ましたときに、日本の商品と小売商の価格をちよつと比べてみると、相当に向うが高い。このくらの小売値段の差があるなら、日本の商品は何でも出るのじゃないか、たとえ日本が原料を外国から輸入しながら加工しても、あんな値段で小売が売つてゐるからには何でも出るといふことを、一応小売商の店を見て考えたのですが、原価を調べますと、やはり原価が安い。小売のマージンがそれだけ高いわけですね。なぜそう高くならなければならぬかといふと、これは生活程度が違ふからといふことになりまして、また反面小売商の数が多過ぎるのじゃないかといふ感じがした。少しを売つて食つていかなければならぬ、生活程度が高いといふので、ああいうふうな相当ひどいマージンをとらなければいけません。じゃないか。それなれば日本は小売商の数が人口の割合に少ないのかといふと、今のお話のように、これは過剰人口を消化するために小売商が多いのだといふことになつてくる。その辺、今御回答を得ましたけれども、このままいくなら小売店はだんだんなくなつていく、立つ瀬がない、何とか考えな

くちやいかぬ。それには外国の例があるなら、なるべく小売商を發展させるような手を使つておるなら、十分調査をしないか。その点を考えていかなければいかぬのじゃないか。日本が特に小売商が多くて、こゝろよりうなデパートあるいは消費組合がどんどん發展しつゝある。このままではいかならば、小売商は競争の時代がくるのじゃないか。先ほどさういふようなつもりで諸外国の状況といふことをお聞きしたのですが、もつとこまかい御調査はないですか、何とかしなくちやいかぬといつても、まず諸外国の例を見て、そいつを参考にしたい。手がない手がないといつてそのままで流されていくといふような状態じゃ、通産省もこれではどうも施策がなさすぎるのじゃないか。もつと各国の状況といふことをすつかり調査してもらひ、日本の状況に合うような施策を講じなくちやいかぬと考えるのですが、先ほどもお聞きしましたような、その程度しか通産省としてはまだ施策の方針についてはいない案もないといふ状況ですか。もう少しこまかい各国の状況、適用できるなら日本にはこのようない点もできるのじゃないかといふような点がありますれば、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(徳永久次君) 金持のアメリカにおきましても、御承知のように中小企業の特別な法律もございまして、ある程度いろいろなことはしてあります。しかし、そのしてあります中身を具体的に考えてみますと、まあ現在の日本の中小企業庁がいろいろなことをやつております道具立てからみましたら、日本の方がしておるとい

よりなふりに思われるかと思ひのであります。ただ道具立ては、よそがやつていふやうなことはいろいろとまねてはおりまされども、これだけで問題が解決しないといふところに日本のむずかしさがあるわけでありまして。私どもはよその道具立ては、まねてよそがなものは、まねるだけまねるつもりではございまして、日本はやつぱり日本独自の事態に合うたものを考えていかなくちや、それでも全面的に解決しないかもしれないが、何か役に立ちそうなるものはしなければならぬ、さうな段階ではなからうかといふふうに考えております。

○河野謙三君 今の上林さんの質問に関連するのですが、外国で中小企業の営業許可といふか、企業許可等をやつてゐる所あります。たとえば、日本で申しますと、ふる屋の場合は、何町以内には新設は許可しないとかといふことをやつてゐます。要するに需要に応じて企業の許可をしております。こゝろよりうなことをやつてゐる所あります。外国で。

○政府委員(徳永久次君) 私の承知いたしております限りでは、自由諸国で小売関係に許可制をとつてゐる所はないやうであります。ただ、それでありまされども、所によりまして小売商相互間の組合といふものか、組合によりまして第三者新規加入の抑制といふものか——といふようなことがある程度なされておる。これも、法律が背景であるわけではございせん。さういふことは若干あるやうでございまして、法制的に国家の力で許可制といふよりなことはないうに聞いております。

○河野謙三君 外国でないとしても、日本ではさういふ必要が刻々と迫つて来ておるのじゃないですか。たとえば、私は百貨店の規制を今回の法律においてやりまして、これによつて利益を受けるのは中小企業全般じゃなく、中小企業の中のいわゆるいなかの一流の商店が利益を受けるのであつて、いわゆる一番下積みになつておるむしろあなた方が救済しなげやならぬといふ対象に考へてゐる業者には、この法律をもつてしてもさう大して好影響はないのじゃないかと思ひます。

私は具体的に伺ひたいのですが、あなたの方でいふゆる中小企業と称されるものは、対象は何十万あるのです、何百万あるのです。

○政府委員(徳永久次君) いゆる小売商と言つておりますのは、事業体の数、店舗の数にしますと百六十万、それから従業員の数にしますと四百万くらいあります。

今河野先生おつしやつた日本の小売商を許可制にしようといふこと、これは実は小売商側から許可制にしてくれといふような意見もありません。ただ、これもまだ審議会では十分審議を尽しておりませんけれども、日本の小売の実態といふものは、御承知のようにいゆる小売業者といふものも、同様に家庭の副業といふものも、同時に主人がどこか働きの店に並べて小づかい銭かせぎにしようといふ、さういふ実態も相当ございまして、さういふ既存の小売商の地位の安定確保といふ意味では許可制は非常の武器として役

に立つという事は言えようかと思
いますけれども、日本の社会全体の
立場から見ても相当慎重考慮を要する深
刻な問題じゃないだろうかということ
で、私も小売商の許可制というこ
ろには、にわかには賛成しがたいとい
うふうな考えでありますわけでありま
す。

○河野謙三君 私我非常に不可解なこ
とは、百貨店がこれだけ進出して、こ
れを押えなきゃならぬという機会にま
で来ておるのですが、一方小売商の業者
の数というのは百貨店が進出したそれ
に逆比例して減って行っておるならい
いのですよ。あなたの方の調査でたしか
見たと思うのですが、百貨店が進出して
逆比例して減って行っておるならいい
のですが、小売商が同時にふえておる
のですよ。この矛盾を矛盾としてその
まゝおくと、これはこれは私は政府
としても無責任だと思ふのです。だか
らこの百貨店が進出してこれを押える、
同時に現在百貨店といふものはこれ
は不当に営業者の数が多い、これもまた
同時に何かの一つ規制をして両方立つ
ようになければならぬということであ
る。なければならぬと思ふのです。小売
商の数がふえておるのです。小売店も
ふえておるのです。それから小売商
の販売金額、これは非常に統計上出し
にくいでしょうけれども、一応まあ無
理にでも作った統計によると、小売店
の販売金額はふえておるのです。百
貨店が進出して小売商の販売金額が
減っていないのです。小売商の店舗の
数も減っていないのです。これは一体
どういふことか。まあその数字はあと
でまたいたしたいのですが、私は問
題は百貨店の規制をして、その規制の

恩恵というものは小売商に行つて、小
売商がここで救われるという見通しが
この法律のねらいであるし、それでな
くちやならぬと思ふのです。とこ
ろが百貨店の規制をしたはいけれども
も、小売商は依然としてほとんど軒数
がふえて営業者の数がふえて、そうし
て小売商同士の競争は依然として統
く、そして小売商の救済というものは
実が上らぬ、何のための百貨店の規制
をしたかわからぬ。これは確かに一般
消費者から見れば、愛されている百貨
店の規制というものは必ずしも歓迎す
るとはいへません。だけれども国の秩
序の点からいって、社会問題として
百貨店の規制をして小売商の安定の道
をはかる、それがためには消費者も大
いに協力するといふならいいけれど
も、同じことを申しますが、今後相変
らず百貨店の規制後においても小売商
の数がどんどんふえていって、今度は
小売商同士の競争といふものがだんだ
ん激化して、小売商が相変らず現在の
ような苦しい状態を繰り返していくの
だったら、何のための規制だかわから
ぬ。

○政府委員(徳永久次君) お話のよう
にこの対策だけで小売商問題全体は解
決しないわけでありまして、ただこの
法律では国民の消費購買力と申しま
すか、国民生活の向上によりまして消費
購買力が伸びて参ります。伸びて参り
ますが、百貨店がその中である地位
を、分野というものを担当してござい
ます。私どものねらいにいたして
おりますのは、百貨店は一切伸びる
なというところまで実はねらいにいた
してないつもりでございます。この
日本全体の消費購買力が上っていく、

そこにそのテンポとそう狂わない程度
でまあやって下さいというぐらゐのと
ころにするのがほどほどじゃなからう
かと実は考えております。と申しま
すのは、現実の許可制にします趣旨は、
この数年の状況では国民の消費購買力
もある程度伸びることは伸びますけれ
ども、百貨店がやたらにむちゃくちゃ
な拡張といふことでは、結局小売商の
分野というものを食い荒らしていくとい
うのはひどすぎるでしょう、まあそこ
をほどほどにして下さい、その効果
だけは法律によつてあり得るの
じゃなからうかといふことを考えてお
ります。ただ、それにしても河野先生
の仰せのように、小売店問題を考へて
百貨店からの食い荒らしの面はある程度
防げたとしても、小売店内部の食い荒
しといふものは、共食いの事態といふ
ものがどうなるのかといふ点は何ら手
を打てないじゃないかといふ点は、
実はお話の通りに相なりますわけであ
ります。そこが私も先ほどから申し
ます、共食いを防ぐといふことで許
可制なら許可制といふことも一つの有
力な手段としては考え得ようかと思
いますけれども、日本の人口問題、社
会問題から見まして、小売店だけを考
えて策をとるといふことはどうであ
ろうかといふようなことになり、消費者全
体のこととなりといふふうなことから、
百貨店と小売商間の激しい摩擦の問
題、そこに国が乗り出してある程度の
線を引くと申しますか、調節をする
といふことは当面必要かもしれないが、
それ以上の問題は法制的に許可制にす
るとかしないとか、そういう形でやる
のはもっと深刻な重大な影響のある問

題で、にわかにはきめがたいというよう
な次第であります。

○河野謙三君 最後に、これは農村の
次三男対策と同じで、農村の次三男対
策と中小企業対策といふものは、これ
は私はだれでもないというものが正直
のところほんとうだと思ふ。しかしな
いからといってほっておくわけにいか
ないので、いろいろあれだこれだと思
ひが出るのだが、農村だつて長男以外
は次男にも三男にも八反歩の地所を平均
に相続させるといふことになつたら、
今のただでさえ零細な農業はつぶれる
よりほかにない。そこで実質上は長男相
続にして次三男については町に出て
らうとか、移民に行つてもらうとかい
うことでやっておるわけですが、政府と
しては内面指導をしておるわけだ。
そういうわけで、中小企業だつて百六
十万の対象中小企業は現に多いのだか
ら、これが百二十万がいかに百万がい
か、まずそこを適正な中小
企業の数を押えていたで、そこか
らはずれておる数を一体どういふ
にするかといふことを考えなければなら
ぬ段階だと思ふ。それが百七十万に
なつても百八十万になつても成り行き
なかせで、これは法制上なかなかむ
かしいからほっておくよりしょうがな
いといふことだつたら、私は百貨店の
規制といふものは大して意義はないと
思ふ。ほんとうに中小企業の救済対策
をやらなれば、百貨店の規制から始ま
つてその次には中小企業同士の、中小企
業内部の何か規制を作らなければ、農
村の次三男対策と同じだと思ふ。これ
らについては私自身初めから申し上げ
ておるよりにわからぬのです。あまり
むずかしいからわからないのですけれ

ども、そこはわれわれと違つてあなた
の方が専門家だし、しかも頭はいい
のだから、一つわれわれにちつと糸口
くらいは示してもらわなければ、この法
律が通過したつてあとどうなるか、中
小企業はちつとも明るくならないと思
ふ。さつきちつとお尋ねした一応あ
なたの方のお調べがあると思ふので
すが、過去五年なら五年、もっと詳しく
いへば戦後十年の間に中小企業は建
設戸数にしてどのくらいふえておる、
中小企業の扱ひ方がどのくらいふえて
おる、百貨店は一体どのくらいふえて
おる、といふようなことを、ちつと中
小企業と百貨店の営業金額並びに店舗
の戸数、これらの進退率を比較対象に
して、われわれにわかるように簡単な
ものでけつこうですからお示し願ひた
い。

○理事(白川一雄君) 速記をやめて下
さい。
○理事(白川一雄君) 速記をお願いし
ます。
本日の委員会はこれで終了いたしま
す。

午後一時二分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付
託された。

一、ダム新設に伴う下流増受益者負担の法
制の法制化反対の請願(第一三三
一〇号)

一、中国における日本見本市開催に
関する請願(第一三三二〇号)

第一三三二〇号 昭和三十一年四月二
十日受理
ダム新設に伴う下流増受益者負担の法
制化反対の請願

請願者 宮城県議會議長 遠藤 実

紹介議員 高橋進太郎君 三浦 義男君

今回政府においては奥只見、田子倉等只見川上流地点の開発に關連し、ダム新設に伴う下流増受益者負担の法制化を準備しているよしであるが、これは東北地方の産業動力源を無視し、中下流一連の発電所の増力による利益を吸い上げ、大消費都市にこれを向けてその犠牲としようとするものであり、電源県としての開発に対する協力と期待は水ほうに歸し、東北振興の企図も計画倒になることは火を見るよりも明らかであるから、政府はこの際ダム新設に伴う下流増受益者負担の法制化は中止せられたいとの請願。

第一三三〇号 昭和三十一年四月二十一日受理

中国における日本見本市開催に關する請願

請願者 東京都文京区東青柳二

○国際貿易促進地方議員連盟会内 四宮久吉

外十名

紹介議員 戸叶 武君

今秋開催予定の中国における日本見本市は、いよいよ時期も切迫し各地においてその準備が進められているが、日中貿易の促進、日本産業の振興にとつて同見本市の有する意義は計り知れないものがあるから、全国地方自治体に対し日本見本市開催のために要する経費として一億円以上の補助金を支出されるよう措置せられたいとの請願。

昭和三十一年五月七日印刷

昭和三十一年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局